

地域中小企業の人材確保・定着支援事業

300人超の就活生が来場！

～合同企業説明会を開催～



9月5日、前橋市・グリーン
ドーム前橋において、地域中小企
業の人材確保・定着支援事業の一
環として合同企業説明会を開催し
た。本事業は、地域中小企業の魅
力発信や学生の就職マッチング支
援等を通じて、企業の人材定着、
雇用確保等を支援するもの。
説明会に先立ち、午前11時より、
就活生のためにジヨブカフェぐん
ま・山内弘夫氏を講師に迎え、「中
小企業の魅力と探し方を伝えるセ
ミナー」を開催した。山内氏は、
中小企業の現状やそこで働くこと
の魅力、本説明会での面談の仕方
等について解説を行った。



山内弘夫氏

説明会は午後1時より「サブイ
ベントエリア」において開催。群
馬県内に本社・事業所を有する企
業で、来春採用を行う予定の中小



就活生の熱気に溢れた会場

企業等84社がブースを設けて学生
達の対応に当たった。対象者は平
成26年3月卒業予定の大学・大学
院・短大生等で、会場にはリク
ルートスーツに身を包んだ300
人を超える学生が集まり、真剣な
面持ちで採用担当者の説明に耳を
傾けていた。

なお、合同企業説明会は、本会
とともに本事業を受託した株式会
社ワークエントリーとの共催で実
施されており、今後、10月9日、
10月29日、11月26日に開催する予
定となっている。

安全教育講習会を開催

タイヤ空気充填作業時の 事故ゼロを目指す!!

9月8日、伊勢崎市赤堀町・群馬自動車大学校において、群馬県タイヤ商工協同組合（櫻澤清明理事長、組合員20人）を対象に講習会を開催し、組合員企業の整備作業者等23名が出席した。

初めに、住友ゴム工業株式会社ダンロップタイヤ営業本部技術サービス部エリアマネージャー関根孝文氏が「関係法令及び災害事例、タイヤ及び作業用機器に関する知識」について説明を行った。

関根氏は、「タイヤ空気充填作業中の事故は全国で毎年数十件発生し、時には死亡事故も発生している。中でも、大型タイヤ空気充填作業での事故が多く、事故全体の約6割を占めている」と述べ、事故原因については「整備士の経験年数によるものではなく、慣れによる手順の簡略化や、適切な工具を使用しなかったことに起因するケースが見受けられる」と指摘。その上で、「実際の作業では、タイヤ、ホイール、バルブなどに異常がないか細心の注意を払うとともに、適切な機器や工具を使用して、正しい作業手順の励行に努めることが重要」と強調した。

講習会終了後には、櫻澤理事長

や深谷良浩専務理事等、組合役員が講師となり、「引きずり痕」、「パンク」、「ひび割れ」等、問題のある状態のタイヤの実物を使い、その見分け方やタイヤ交換作業の留意点等について説明を行った。

その後、実際に、乗用車用タイヤ、フォークリフトタイヤ、大型タイヤの交換と空気充填作業を体験。出席した受講者は、皆真剣な表情で、安全なタイヤ交換の作業手順を学んでいた。



ものづくり補助金説明会開催

最終公募採択事業所数が403件に

～採択件数、全国第7位～

9月10日、前橋市・群馬県公社総合ビルにおいて、午前10時30分と午後2時の2部構成で、「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金」の補助金交付申請説明会を開催した。

今回対象となった2次公募の本県における採択事業者は178社で、会場には、各社の事務担当者等270人が出席した。

説明会では、初めに本会中山専務理事が挨拶を行った後、飯塚指導部長、地域事務局専従者を紹介し、補助金交付申請に関する説明並びに質疑応答を行った。

なお、午後の部では、群馬県工業振興課技術開発係・池口義彦副主幹が同席した。

説明会では、申請手続の具体的な方法や補助対象経費等に関する質問が数多く出され、活発な質疑応答が交わされた。

本補助金は、平成24年度緊急経済対策の一環として、中小企業の競争力強化を支援し、即効的な需要の喚起と好循環による経済活性化を目的として設けられたもの。補正予算として総額1007億円が基金造成され、試作開発や設備投資に係る経費につ

いて1000万円を上限に対象経費の3分の2の補助を行う。

これまで2回の公募により、全国各地の中小企業から応募が相次ぎ、中小企業庁では、予算額に達したとして、今回の第2次公募をもって申請受付を終了としている。

本県では、本年3月と4月に公募時期を2回に分けて行った1次公募と7月の2次公募を通じて採択された事業者数は403件に上った。これは、都道府県別の件数で全国第7位であり、ものづくりにかける熱い想いを持った県内中小企業が数多く頑張っていることを改めて全国に示す結果となった。

本会では、「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金」の地域事務局として、6名の専従者が常駐し、本会職員とともに関係書類の作成や申請に当たった様々なアドバイスを行っている。

今後は、採択事業者に対して、適正な補助金運営の支援を積極的に進めていくことで、県内中小企業の活性化の後押しを行っていく。



若手社員リフレッシュ研修

41人の新入社員がスキルアップ

9月11日、前橋商工会議所会館において、恒例の若手社員リフレッシュ研修を開催した。

本研修は、今後の成長が期待される若手社員を対象に、社会人としての自覚の喚起と第一線で活躍できる能力を身に着けることを第一義として毎年開催されている。

今回は、県内企業より41名の参加者（うち、11名が女性）を対象に、経営教育コンサルタントの雨宮利春氏が、グループワークやロールプレイング等を取り入れながら研修を行った。

研修では、「指示待ち人間」から「自律型人材」への意識変革を図ることを中心テーマに、「組織人」としての役割、仕事を主体的かつ効率的にこなすノウハウ、日頃見落としがちなマナー、良好な人間関係を構築する秘訣等、新入社員がスキルアップを図っていく上で、



雨宮利春氏

基本的かつ重要な内容について解説が行われた。

雨宮氏は、プロジェクターを駆使して視覚的效果を高めることにより参加者の理解を深めるとともに、グループ討議を織り交ぜながら、社会人として必要な素養について、ユーモア溢れる語り口でわかりやすく説明した。

研修終了後には、参加者全員に本会中山専務理事より、受講修了証書が手渡された。

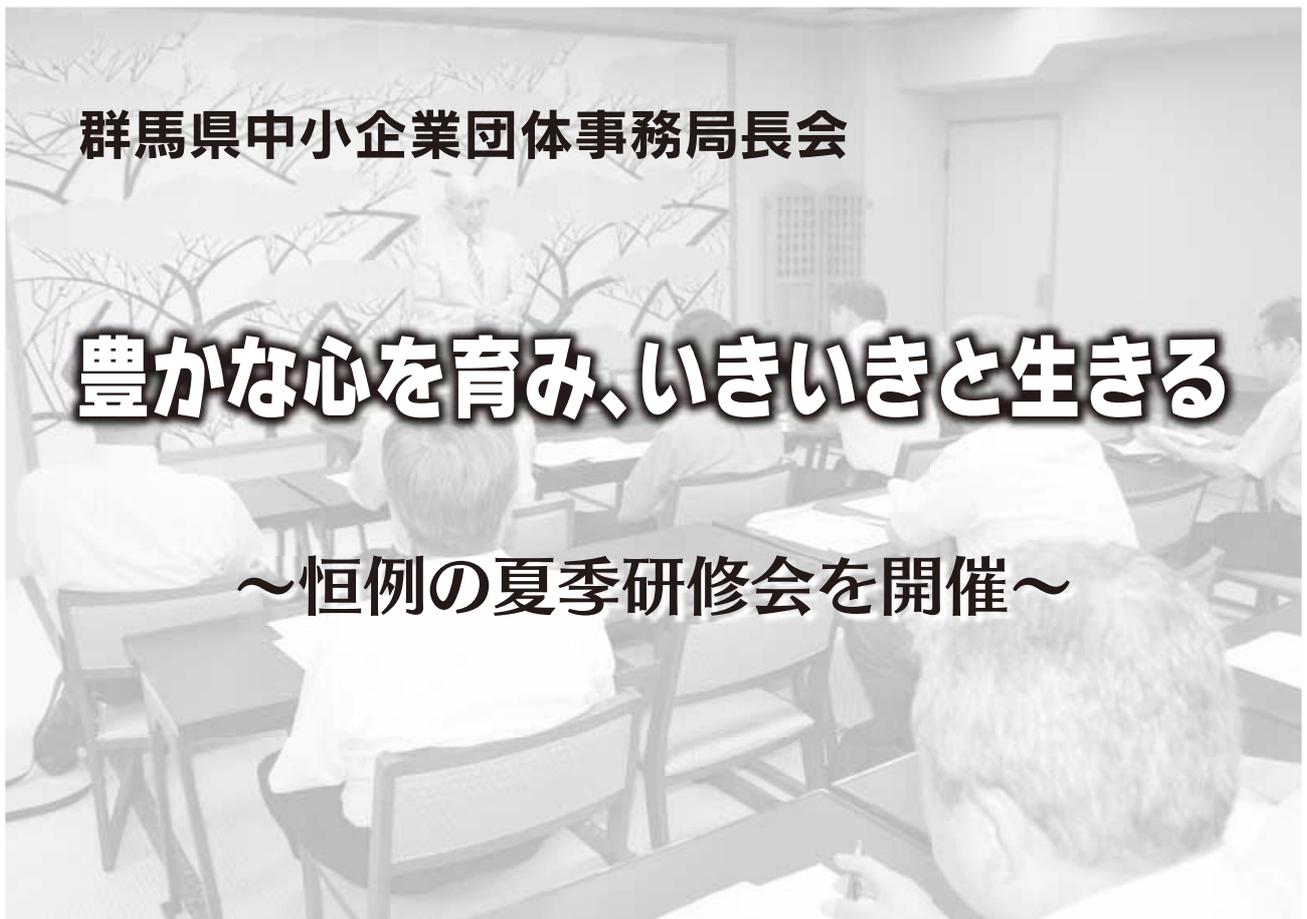


参加した新入社員からは、「社会人としての基礎的なマナーに改めて多々気付くことができた、新入社員として今後どう成長していけば良いのか方向性を見出すことができた」といった意見が多く聞かれた。

群馬県中小企業団体事務局長会

豊かな心を育み、いきいきと生きる

～恒例の夏季研修会を開催～



9月13日、吾妻郡中之条町四万・豊島屋において、群馬県中小企業団体事務局長会を対象に、恒例の夏季研修会を開催した。

当日は、長徳寺住職の酒井大岳氏を講師に招き「豊かな心を育む」をテーマに講演会を行った。

酒井氏は、初めに、「健康」について触れ、「健体康心」を略した言葉。心と体が健やかで初めて健康と言える」と述べた。

次いで、お釈迦様の話を現代的に翻訳した六つの言葉を示し、巧みなユーモアを交えながら、豊かな心を育むことの重要性を唱えた。



酒井大岳氏

①あつたかい命

長い宇宙の時間から比べれば、人生はごく短い時間に過ぎない。だからこそ命は尊い。短い人生の中で何をやるかを考え、皆で手を取り合って生きていくことが重要。

②悲風（ひふう）を超える

悲風とは、突然やって来る誰も逆らえない現実の姿。悲風は、皆に降りかかるものであるとの覚悟が必要。

③明るく生きる

ものの考え方には「陰」と「陽」があり、群馬県民は、端的で切り替えが早く、典型的な陽である。何事も色々な側面から解釈して、決して暗いイメージで捉えない方が、周囲にも良いイメージを与え、何事においても上手くいくものである。

④縁をはぐくむ

縁には結婚のような授かる縁と育む縁がある。縁は授かるだけではなく、それを積極的に広げていく（育む）ことで豊かな人生が送れる。

⑤与えて生きる

見返りを求めない無償の奉仕が必要であるということ。自分の喜びより他人を喜ばせる「悦び」も感じ取って欲しい。

⑥語るより歩む

単に理屈を唱えるのではなく、黙っていても実践することを説いたもの。とにかく前に進むことが、行動することが重要。

業務改善助成金制度のご案内

目 的

最低賃金引上げ支援対策費補助金制度（業務改善助成金）は、地域別最低賃金引上げにより大きな影響を受ける中小企業（地域別最低賃金額が720円以下の県に事業場を置くものに限る）の事業主を支援する目的で、設けられているものです。

概 要

地域別最低賃金額が720円以下の県（※）に事業場を置く中小事業主が、次の事項を実施した場合に、業務改善に要した経費の2分の1を国の予算の範囲内で助成する制度です。（業務改善助成金の上限は100万円、下限は5万円です。）

①最低賃金の引上げに先行して事業場内で最も低い賃金（以下「事業場内最低賃金」という）を4年以内に計画的に時間給または時間換算額（以下「時間給等」という）で800円以上に引き上げる賃金改善計画を策定し、1年あたりの時間給等が40円以上となる引上げを実施すること。

②労働者の意見を聴取の上、賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等の業務改善（以下「助成事業」という）を実施すること。

※群馬県の最低賃金は、707円（但し、平成25年10月13日発効予定。発効日前日までは696円）

支給対象となる事業主

1. 「業種」に応じて「資本金の額または出資の総額」または「常時使用する企業全体の労働者数」のどちらかの要件を満たす事業主であること。

業 種	①資本金の額または出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3億円以下の法人	300人以下
卸 売 業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小 売 業	5,000万円以下の法人	50人以下

2. 事業場内最低賃金が時間給等で800円未満の労働者を使用している事業主であること。

3. 賃金改善計画および業務改善計画を策定し、各県労働局長に「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付申請書」を提出し、交付決定を受けた事業主であること。

4. 事業実施計画に基づき、次の措置を実施した事業主であること。

- (1) 事業場内最低賃金規程の作成
- (2) 賃金改善の実施
- (3) 業務改善の実施

上記のほかにも各種要件があります。

詳細については、群馬労働局賃金課（電話027-210-5005）まで。